

# 大阪府石綿飛散防止対策セミナー

石綿を使用した建築物等の解体・改造・補修工事においては、発注者と施工者が大気汚染防止法及び府条例に定められた責務を果たし、石綿飛散防止対策を徹底する必要があります。(裏面参照)

本セミナーでは、発注者及び施工者の皆さまに石綿飛散防止対策についてのご説明をするとともに、大気汚染防止法や事前調査についての講演を行います。是非ご参加ください。

●日時：令和4年6月28日(火) 13時30分から16時30分まで(12時45分開場)

●会場：阿倍野区民センター 大ホール

(大阪市阿倍野区阿倍野筋4-19-118)

●定員：300名(参加無料)

●講演内容

1. (仮) 解体等工事に伴う石綿飛散防止対策について

大阪市環境局環境管理部環境管理課 加島 強

2. (仮) 石綿含有仕上塗材及び下地調整材について

日本建築仕上材工業会 則竹 慎也

3. (仮) 大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

大阪府環境農林水産部職員



【行き方】

地下鉄谷町線「阿倍野」駅  
6番出口から徒歩約3分

※新型コロナウイルス感染症の影響により、開催方法等を変更させていただく可能性がございます。大阪府の石綿対策ページにて開催状況を随時ご確認ください。インターネットのアクセスが困難な方は、府まで直接お問い合わせください。

開催情報を掲載しているサイトはこちら→<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/asbestos/seminar04.html>

※参加の申込は、インターネットで「大阪府 石綿 セミナー」と検索し、申込フォームに入力いただくか、このFAX申込用送信票をご利用ください。(インターネットでの申込を推奨します。)

大阪府環境管理室大気指導グループあて (FAX:06-6210-9584)

会社名：	担当部署名：
氏名：	E-mail：
Tel：	Fax：

【お願い・注意事項】

●インターネット申込の場合、申込みが完了すると、申込時に入力したメールアドレス宛に「【大阪府インターネット申込み】申込み内容到達のお知らせ」というタイトルのメールが届きます。そのメールを印刷して当日、必ずお持ちください。(メールは申込完了後、10分以内に届きます。)

●FAX申込の場合は、当課より1週間以内に到達確認の連絡をさせていただきます。申込用紙を当日、必ずお持ちください。

※メールの印刷または申込用紙をお忘れの場合、ご入場いただけない場合があります。

※障がい等がある方で、参加にあたり配慮を希望する方は事前にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため、参加される方におかれましては、入場時に検温及び消毒液による手指の消毒を行っていただき、マスクの着用についてご協力をお願いします。

※発熱等の症状のある場合や体調不良(咳、咽頭痛、だるいなど)の場合は、来場を控えていただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症発生時に連絡を取ることがあるので、参加者を特定し連絡がつくよう施設内に掲示している「大阪コロナ追跡システム」へ登録をお願いします

●会場敷地内は全面禁煙です。敷地外も含めて近隣の方のご迷惑とならないようご配慮ください。

■ 申込期間：令和4年5月30日(月) 14時から6月27日(月) 14時までにお申込ください。

※定員に達し次第、受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。なお、受付終了の場合は開催情報掲載サイトでお知らせします。

多くの関係者の方にご参加いただくため、代表の方のみの参加にご協力ください。

<お問い合わせ先>

大阪府環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ TEL: 06-6210-9581

# 建築物等の解体・改造・補修工事を 発注、施工する皆さまへ

**重要！！**

## 解体等工事では石綿飛散防止対策が必要です！

### ☆改正大気汚染防止法が施行されました。

大気汚染防止法が改正され、すべての石綿を含有する建築材料が規制の対象になり、レベル3建材等に係る作業基準の遵守規定や、除去作業に伴う直接罰の創設等が追加されました。その他、事前調査の自治体への報告や、有資格者による調査及び確認検査とも規定されています。



### ☆石綿に関する事前調査が必要です。

解体等工事の開始前に実施する、石綿の有無に関する調査が、石綿飛散防止対策の要となります。

元請業者又は自主施工者（以下「元請業者等」）は、設計図書その他の資料の確認、目視及び建材分析によって事前調査を実施し、発注者に対してその結果の説明を書面で行う必要があります。

解体等工事の現場において、元請業者等は事前調査結果を掲示し、また、事前調査結果の書面を備え付け、閲覧に供する必要があります。

発注者及び元請業者等は、事前調査結果の書面を3年間保存する義務があります。

表1-1 事前調査の結果及び建築物等の特定等（石綿）抽出等作業に関するお知らせ

調査項目	調査方法	調査結果
調査対象	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物
調査実施時期	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物
調査実施場所	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物
調査実施者	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物
調査結果	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物
調査結果の報告	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物
調査結果の保存	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物
調査結果の公表	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物
調査結果の活用	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物	DOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)及びDOO(建築基準法第2条第1項第1号の2に規定する建築物)以外の建築物

事前調査及び作業に係る掲示板

### ☆適切な石綿飛散防止対策が必要です。

石綿を含有する建築材料を使用した建築物等の解体等工事では、負圧隔離養生、集じん機の使用等の作業基準等を遵守し、石綿飛散防止対策を適切に実施する必要があります。

また工事中は、大気中の石綿濃度の工事施工境界基準を遵守する必要があります。



隔離養生区画内(除去作業前)

### ☆適切な費用・工期で解体等工事の契約をしてください。

発注者は事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、元請業者に設計図書等の必要な情報を提供してください。また、発注者は石綿飛散防止対策の施工方法、工期や費用等を元請業者と十分に検討し、作業基準や工事施工境界基準の遵守の妨げとならないよう配慮して契約を締結してください。

<お問い合わせ先>

大阪府環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ  
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階  
TEL : 06-6210-9581 FAX : 06-6210-9584

大阪府 石綿

検索

で検索！